国東地域半島振興計画【概要】

【半島振興法の目的】

我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半 島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資すること。

【経 緯】

昭和60年議員立法により制定(10年間の時限法、3度の延長)県の申請を受けて国が地域を指定、県が半島振興計画を作成。

【半島振興法の一部を改正する法律】

平成27年3月の法改正により半島振興法の期限を10年間延長(27年度から36年度まで)するとともに、目的規定の改定、半島振興計画の計画事項 拡充、配慮規定の追加等の措置を講じる。

【平成27年改正の主な内容】

- 法期限の10年間延長(平成37年3月31日まで)
- 目的規定を改定し、【定住の促進】を追加(第1条)
- 半島振興計画の計画事項の【拡充】(第4条)
 - ① 交通通信の確保
- ② 就業の促進
- ③ 医療の確保
- ④ 防災体制の強化
- 国及び地方公共団体の【配慮規定】の追加(第12条の2~第15条の4)
 - ① 地域公共交通の活性化及び再生 ⑤ 生活環境の整備 ② 情報通信面の格差の是正

⑥ 医療の確保

③ 観光の振興

- ⑦ 防災対策の推進
- 4 就業の促進及び教育の充実
- ※法改正を踏まえ、①~⑦に関する内容を考慮し、計画項目に反映。
- 国の支援の拡充(第6条)(第17条)
 - →財政上(半島振興道路整備債)、(「半島振興広域連携促進事業」創設) 税制上(対象業種の追加、期間延長) 金融上(期間延長)の措置
- 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設(第9条の2~11) →平成27年度当初に、豊後高田市、杵築市、国東市、日出町策定済み →税制上の措置等の支援措置あり
- (主務大臣の追加

国土交通、経済産業、農林水産、文部科学、厚生労働、経済産業、環境

【計画内容】

- 第1 基本的方針
- 1 地域の概況
- 2 地域の現状
- 3 振興対策の成果
- 4 振興の基本的方向及び重点施策…【定住の促進追記】

第2 振興計画

- 1 交通通信基盤の整備
 - 交通施設の整備 …【拡充項目①】
 - 地域における公共交通の確保…【配慮規定①】
 - 情報通信環境の整備…【配慮規定②】
- 2 産業の振興および観光の開発の方針
 - 観光の振興…【配慮規定③】
- 3 就業の促進…【拡充項目②】 就業促進対策…【配慮規定4】
- 4 水資源の開発及び利用
- 5 生活環境の整備…【配慮規定⑤】
- 6 医療の確保等…【拡充項目③】【配慮規定⑥】
- 7 高齢者の福祉その他福祉の増進
- 8 教育及び文化の振興…【配慮規定4】
- 9 地域間交流の促進
- 10 国土保全設備等の整備及び防災体制の強化

…【拡充項目④】【配慮規定⑦】